

第 5 4 号議案

加東市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定の件

加東市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

加東市病院事業使用料及び手数料条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 7 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
- (2) 改正前の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 前					改 正 後					
別表第 1（第 3 条関係）					別表第 1（第 3 条関係）					
検査項目	料金				検査項目	料金				
	人間ドック	生活習慣病予防健	婦人がん検診	脳ドック		人間ドック	生活習慣病予	婦人がん検診	脳ドック	内臓脂肪検診

			診		
基準検査		〔略〕	〔略〕		25,000円
選択検査	乳がん検査		〔略〕	〔略〕	〔略〕
	婦人科がん検査	子宮頸部（細胞診・超音波）	〔略〕	〔略〕	
		体部・卵巣（細胞診・超音波）	〔略〕	〔略〕	
	肝炎検査	HBs抗原	〔略〕	〔略〕	
		HCV抗体	〔略〕	〔略〕	
	エイズ検査		〔略〕	〔略〕	
	腫瘍マーカー（前立腺）検査		〔略〕	〔略〕	
	骨密度検査（DXA）		〔略〕	〔略〕	
	腹部超音波検査		〔略〕	〔略〕	
	喀痰検査		2,500円	2,500円	
肺がん検査（ヘリカルCT）		10,000円	10,000円		

			防健診		
基準検査		〔略〕	〔略〕		25,000円
選択検査	乳がん検査		〔略〕	〔略〕	〔略〕
	婦人科がん検査	子宮頸部（細胞診・超音波）	〔略〕	〔略〕	
		子宮体部・卵巣（細胞診・超音波）	〔略〕	〔略〕	
	肝炎検査	HBs抗原	〔略〕	〔略〕	
		HCV抗体	〔略〕	〔略〕	
	エイズ検査		〔略〕	〔略〕	
	腫瘍マーカー（前立腺）検査		〔略〕	〔略〕	
	骨密度検査（DXA）		〔略〕	〔略〕	
	腹部超音波検査		〔略〕	〔略〕	
	内臓脂肪CT検査		3,000円	3,000円	
肺がん検査	喀痰	2,500円	2,500円		
	胸部CT	10,000円	10,000円		

第 5 4 号議案 要旨

加東市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

内臓脂肪に係る検査を実施するため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

人間ドック等に係る検査項目及び料金を改めること。（別表第 1 関係）

- (1) 検査項目に内臓脂肪検診を加え、基準検査の料金を 5, 0 0 0 円とする。
- (2) 人間ドック及び生活習慣病予防健診の選択検査に内臓脂肪 C T 検査を加え、料金を 3, 0 0 0 円とする。
- (3) 所要の文言整理を行う。

3 施行期日 令和 6 年 7 月 1 日